

学校いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「よく考えて 仲良く協力し やりぬく子どもの育成」を教育目標とし、「聴き合い、学び合う子ども、自他を大切にし、つながり合う子ども、ねばり強く、がんばる子ども」をめざす子ども像としており、その具現化に向けて、人権教育を最重点の取り組みとして本校教育活動の中核として位置づけている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生活指導部長、教務主任、人権教育主担、特別支援教育コーディネーター、学年生指、養護教諭、関係する学級担任 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、別紙のとおり実施する。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ防止対策委員会は、年6回定期的に検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直し等を行う。

第2章 いじめ防止

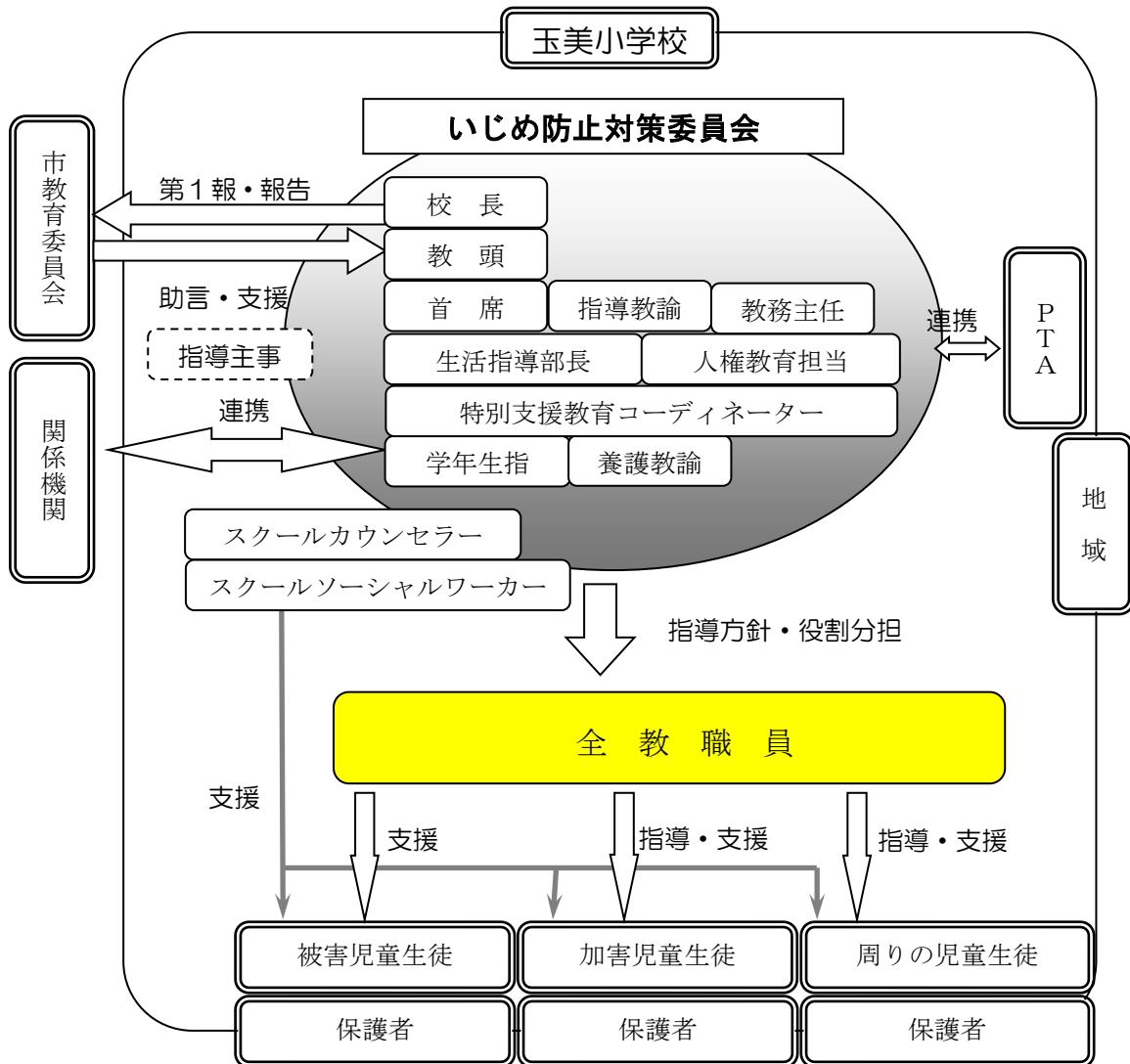
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

そこで本校では、実態に即して作成した「いじめ防止年間計画」に基づいて教育活動を展開していくことにより、「集団づくり」の充実および「集団の質の高まり」を進め、個々の児童の安心・安全な学校生活につなげていく。

校内体制



2 いじめ防止のための措置

(1) いじめについての共通理解を平素から図るため、

① 教職員

人権感覚のたゆまぬ研鑽を積み、児童の実態や状況を認識・理解できる力量の確保を図る。

② 保護者や地域

学校からの広報誌やホームページ、いじめに関する中学校区合同研修会の実施等による啓発活動の充実を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、日常の学校生活のあらゆる機会を活用し、児童の「関係づくり力」の育成・向上を進めていく。

(3) 児童の「関係づくり力」の育成・向上に向けては、学級づくりの充実を基本として進めていく。

そのために、

- ① 児童の関係づくりを留意したわかりやすい授業づくり
- ② 児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるための土台となる、児童個々の自己有用感や豊かな感性、他者理解力の醸成・向上
- ③ ストレスに適切に対処できる力を育むために、仲間の存在やつながりを強く意識できる経験の強化
- ④ いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等の根絶

を図っていく。

(4) 児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、以下のような教育活動をいじめ防止年間計画に沿って計画的に実施する。

- ①運動会
- ②修学旅行・林間学校・校外学習
- ③異学年・異校種交流
- ⑤ その他の学校行事

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、児童会活動を中心に計画的に進めていく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、いじめの早期発見に向け、研修等により教職員の日常の観察力を高めるとともに、学校生活実態調査等を実施し児童が示すわずかな変化やシグナルを見逃さず、機敏に対応できる組織づくりに取り組んでいく。また、児童の情報交換・情報共有についても適宜積極的に進めていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法

- ① 学校生活実態調査を年3回全学年において実施する。
- ② 全教職員のカウンセリングマインド向上のための研修機会の確保および東大阪市教育センターからの派遣相談員による教育相談の機会確保。
- ③ 日常の観察と教職員相互の密なる情報交換によって児童の実態を把握し、それを全教職員が共有するという意識を常にもつ。

- (2) 保護者や地域と連携して、児童を見守るための観点
 - ① 軽微なことであっても児童が相談や情報提供しやすい体制づくり。
 - ② 保護者や愛ガード協力員による登下校時の安全活動。
 - ③ 地域関係団体との連携による情報収集や対応の充実。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を生活指導部中心に構築する。
- (4) 学校だよりや生活指導に関する冊子、ホームページ、その他による広報や、保護者や地域等の懇談や会議の機会を活用していじめ防止に関する相談体制を広く周知する。また、学校アンケート等をもとにいじめの防止体制が適切に機能しているかなど、定期的に点検を行う。
- (5) 学校教育相談等で得た児童の個人情報については、二次被害防止の視点等をもとに、プライバシー保護や教育的配慮を充分に行い取扱うものとする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

児童や保護者への具体的な対応については、**別紙**「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考に、外部機関とも連携して進めるものとする。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、軽微な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から迅速かつ的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員一人で事象を抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に速やかに報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、きめ細かく丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、いじめた児童の保護者と迅速に連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や修学旅行などの校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ上で絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を児童が作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査や児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) ネット上の書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。